

持続的な流通体系確立支援事業

第1 事業の内容

本事業は、持続的な畑作営農の確立に向けて、需要動向等に対応した新たな流通体系の構築を図るための実証等に必要な経費を補助するものとする。

第2 事業実施主体

1 本事業における事業実施主体は、以下に掲げる者とする。

(1) 都道府県

(2) 市町村

(3) 農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体等であって、以下に掲げる者をいう。）

ア 農業協同組合

イ 農業協同組合連合会

ウ 農事組合法人

エ 農事組合法人以外の農地所有適格法人

オ 特定農業法人及び特定農業団体

カ その他農業者の組織する団体

(4) 民間事業者（中小企業基本法第2条第1項各号のいずれにも該当しない民間事業者及びこれらの民間事業者から出資を受けた民間事業者でないこと。）

(5) 地方公共団体、実需者、農業者等で構成するコンソーシアムであって、以下のアからウまでに定める基準を満たすこと。

ア 地方公共団体、実需者及び農業者（農業生産活動を行う個人又は法人、農業協同組合その他農業者の組織する団体等）を必須の構成員とし、その他研究開発機関等により構成されているものとする。

イ 事業に係る事務手続が適正かつ効率的に行われるよう、コンソーシアム規約が定められていること。

ウ イのコンソーシアム規約において、複数の者の関与のもとで事務手続が実施されるべきこと等の不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。

2 事業実施主体は実施要領第3に定めるもののほか次に定める基準を満たすものとする

受益戸数が3戸以上又は受益農業従事者が5名以上であること。

3 実施要領第5の1の(4)において定めるチェックシートについては、1の(3)は別記様式第10号-1（農業経営体向け）、他の場合は別記様式第10号-4（民間事業者・自治体等向け）を用いるものとする。

第3 対象となる作物の範囲、成果目標等

1 対象となる作物の範囲

本事業の対象とする作物は、小豆、いんげん、落花生、ばれいしょ、かんしょ、てん菜（「持続的なてん菜生産に向けた今後の対応について」（令和4年12月20日農林水産省公表）に沿った取組を行っている地域に限る。）、そば、なたね、その他地域の輪作を構成する作物であって都道府県知事が地方農政局長等に協議し、さらに地方農政局長等が農産局長と協議した上で重要度が高いと認めた作物とする。

2 成果目標

成果目標は、次に掲げる目標を1つ設定すること。

- ・実証等を行った技術等を当該技術等が導入されていない地域1ヵ所以上に導入
- ・当該品目の流通コスト（単位面積又は単位収量当たりの集出荷・販売経費）を5.0%以上縮減

3 目標年度

成果目標の目標年度は、事業実施年度の翌々年度とする。

第4 補助対象経費、補助率等

本取組は、次の基準により補助する。

1 第3の1に規定する作物の持続的な生産に向け、需要動向等に対応した新たな流通体系の構築に必要な実証及び畑作物の加工品の試験製造・評価等に要する次に掲げる経費のうち別表2に掲げるものであって、本取組に直接要するものとして、明確に区分できるものを補助する。

なお、本取組の実施に当たっては、（1）の検討会の開催を必須とし、検討会の開催に当たっては、有識者及び実需者から意見を聴取し実施するものとする。

- (1) 新たな流通体系の構築に向けた検討会の開催等に係る経費。
- (2) 新たな流通体系の構築に向けたマニュアルの作成に係る経費。
- (3) 既に取り組まれている先進事例等の情報収集や国内市場のニーズを把握するため必要なアンケート・ヒアリング調査等に要する経費。
- (4) 収穫物を使用した加工品の製造、収穫物及び加工品の成分分析・評価、モニタリング調査並びにこれらの取組に係る検討会の開催等に要する経費。
- (5) その他、需要に応じた新たな流通体系の構築に必要な経費。

2 補助率は10／10以内とする。ただし、補助金の上限は1,000万円とする。

3 次の取組に係る経費は、補助対象としないものとする。

- (1) 経費の根拠が不明確で履行確認ができない取組に係る経費
- (2) 国の他の補助金等を受けた（又は受ける予定の）経費

4 実施要領第6の3に関して、本事業については、実証等に向けた調整作業等に時間を要しつゝ緊急性が高いことから、本実施要領の施行日以降の取組について支援の対象とすることができるものとする。

第5 実施基準

- 1 事業実施主体が既に完了している取組を補助対象とすることは、認めないものとする。
- 2 事業実施主体は、本事業の実施後においても第3の2の成果目標の達成に向けて、需要に応じた持続的な流通体系の確立に向けた取組を継続することとする。
- 3 事業実施主体は、国及び都道府県が本事業により得られた取組や成果の普及を図ろうとするときには、これに協力するものとする。